

地方公共団体の歳計現金残高推移と一時借入

要約

- ・地方公共団体が金融機関から一時借入するのは、実際に支払いに使用するための現金（以下「歳計現金」という）が不足する時期が中心である。一時借入とは、一時的に現金が不足する場合、その時々支払いに要する資金を確保するために他から借入れることをいう。
- ・地方公共団体の歳計現金残高は、主要な財源である地方交付税の交付時期には比較的余裕が生じるものの、年度当初及び年度末の支払い集中期には不足する。特に年度末の残高不足は、地方債収入時期が出納整理期間になることが要因の一つと考えられる。

1 はじめに

地方公共団体の諸活動に必要な財源収入は「歳入」と呼ばれ、地方税など自主財源の他に、国から配分される地方交付税や国庫支出金、地方債などで構成されている。一方、事業を展開するのに必要な費用の支出を「歳出」と呼んでおり、歳入・歳出の見込みをたてたものが予算である。

この予算は、年度内の歳入と歳出が一致するように作成されており、年間を通してみた場合には過不足は生じない。しかし現実には歳入の時期と歳出の集中する時期が異なっているため、歳計現金に過不足が生じる時期がある。

金融機関は、地方公共団体がどの時期に資金の過不足が生じているか予測できれば、地方公共団体取引に対し借入の好条件を提供することできるものと考えられることから、年間の歳計現金残高がどのように推移しているかをまとめてみた。

2 会計年度及びその独立の原則

地方財政の基本は「会計年度独立の原則」とよばれ、「各会計年度における歳出は、その年

度の歳入をもって充てなければならない」とされている（地方自治法第208条第2項）。このことは、原則として一会計年度の収入支出は他の年度に使用してはならないことを意味し、毎年度策定される予算もこの原則により編成されている。会計年度とは4月1日～翌年3月31日である。（同法第208条第1項）

3 地方議会と予算措置

地方議会（定例会）は、年4回以内で開催されることになっており（同法第102条）、地方公共団体の条例によって開催時期の詳細は定められているが一般的には6月、9月、12月、2月の年4回開催されている。

翌年度の予算は前年度の最終議会（2月議会）で議決され、この予算を「当初予算」と呼んでいる。この当初予算は、一般的に本予算といわれるもので、一会計年度を通じて定められる基本的な予算となる。

従って当初予算に計上されていない事業は、財源の裏付けがないので執行できないことになり、後述する地方債の発行もできないことになる。

実際に事業を進めていく段階で事業費が当初予算と比べて変動する場合は、補正予算に計上することになっている。これは、その年度の事業費は、前述の「会計年度独立の原則」により翌年度扱いとすることができないことや、事業執行額と当該年度の予算額を一致させ当該年度の決算処理をする必要があるからである。

4 地方交付税と地方債

地方公共団体の主要な財源のうち、歳計現金の年間推移に大きな影響を与えていると思われる地方交付税と地方債のしくみ及びその歳入時期について考察する。

(1) 地方交付税

地方交付税は、普通交付税、特別交付税から構成され、あわせて地方財源の約2割を占める地方公共団体の主要財源の一つとなっている。

この地方交付税の交付時期は、地方交付税法により規定されていることから、国から地方公共団体に交付される時期は全国一律である(第1表)。

第1表のように、普通交付税は年間4回に分けて交付され、地方公共団体の歳計現金残高は、普通交付税が交付される時期は交付される直前と比較すると余裕が生じており、年間の資金計画を立てる場合もこの交付額を見込んでいる。

なお、特別交付税は、大規模災害の発生など普通交付税の算定期日後に生じた災害等のための特別な財政事情が生じた場合に交付対象となるものであり、全ての地方公共団体に交付されるものではないが、交付される場合は普通交付税の場合と同様に資金計画の主要な位置づけとなる。

第1表 普通交付税、特別交付税の交付時期等

交付時期	交付税の種類	交付すべき額等
4月及び6月	普通交付税 (概算交付)	各月とも普通交付税総額1/4に相当する額 (総額の概ね1/2)
9月	普通交付税 (精算交付)	4月及び6月に交付した普通交付税の額を控除した残額の1/2に相当する額
11月	普通交付税 (精算交付)	既に交付した普通交付税の額を控除した額 (総額の概ね1/4)
12月	特別交付税	当該年度の特別交付税の総額の1/3以内 (災害関係経費等早期に交付することが必要なもの等を優先交付)
3月	特別交付税	12月交付の残額

(注) 地方交付税法第15条第2項、第16条第1項により作成

(2) 地方債

地方債は、使途が事業ごとに限定される「特定財源」であり、起債充当率(注1)や事業ごとの起債の裏づけとなる資金区分(政府系資金、民間等資金の別)は総務省から毎年度通知される「地方債許可方針」「地方債計画」により定められている。

当初予算で計上した予算は、事業を執行していくうちに入札額の増減や事業規模の見直し等により事業費が変動し、年度途中で補正する必要が生じる。事業費の変動に伴い地方債充当額も同様の補正が必要であり、議会の議決が必要である。

前項でも述べたように、当該年度の事業費は予算額と一致させる必要があることから、当初予算を補正する時期についてはできるだけ事業が完了するタイミングでないと正確に把握できない。このため、事業費の補正は、年度末に開催される議会(2月議会)により計上している場合が多い。

また、地方債の許可申請手続きは、議会の議決を経るとともに、当該年度分の事業が完了す

ることを前提としていることから、年度末に集中する。

このため、実際に地方公共団体が地方債を発行する時期は、起債許可が年度末となる関係上、翌年度の4～5月が中心となっており、歳計現金が年度末に不足する大きな要因の一つとなっている。なお、地方債に係る事務の流れについては第1図に示したとおりである。

(注1) 総事業費に占める地方債の充当可能割合をいう。例えば、総事業費150億円、起債充当率90%の場合、地方債充当可能額は150億円×90%=135億円である。従って残り15億円は一般財源により支出することになる。

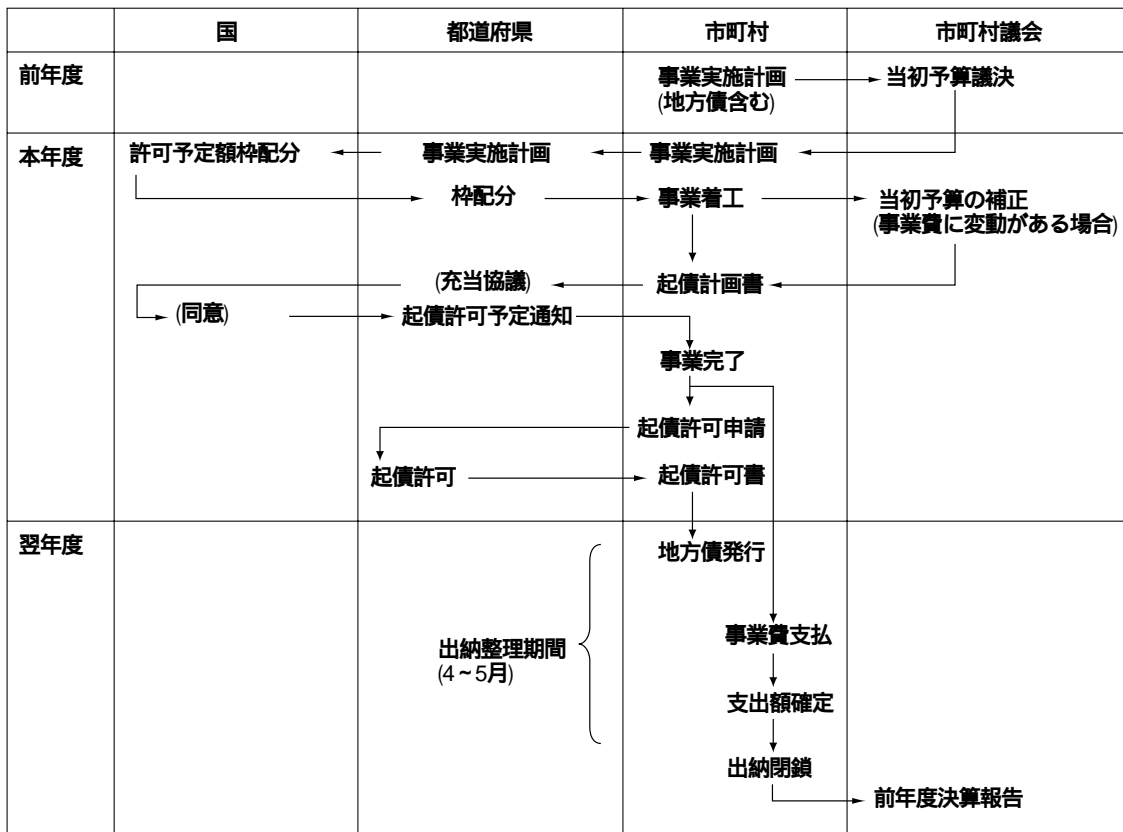
5 歳計現金の推移

地方公共団体の主要な歳入である地方交付税

や地方債収入はある特定の時期に集中している。一方歳出においては、年度当初に出納整理期間(注2)の前年度精算払いがあり、また年度末には各事業の完了等に伴う支出が集中する(注3)。特に年度末は主要な歳入がなく、地方債収入も出納整理期間となることから、歳計現金の残高不足はピークに達する。この時期は、予算計上により財源は確保されているもののその都度支払う現金が不足するという状況になっているのであり、支払いには借入れで対応することになる。

それでは、これまで述べてきた地方財政の実態をもとに、年間の歳計現金残高がどのように推移しているのかを検証してみよう。第2図は、ある地方公共団体から聞き取りした事例を参考に、歳入と歳出の時期等を想定して歳計現金残

第1図 地方債に係る事務の流れ(市町村債を想定)



高の年間推移をシミュレーションしてみたものである。

4月～5月の年度当初は、行政施策上の目的のために地域の住民や企業に貸し付ける貸付金の支出、出納整理期間に伴う前年度の精算払いと当該年度の支払いが重複するため、地方交付税収入や前年度に許可された地方債収入があるにもかかわらず残高が不足して経過している。6月、9月、11月には地方交付税（普通交付税）の収入により残高が回復する。しかし、年度末にかけて事業費や委託費等の支払いが集中するため、3月下旬には残高不足がピークに達する。一方、3月も月末になると当該年度が完了する前に貸付金が元利償還されるため、残高は急激にプラスに転じている。

多少の違いはあるにしても、概ね地方公共団体の歳計現金残高はこのように推移しているものと推測され、歳計現金残高が不足するのは年度当初、年度末及び地方交付税収入の端境期となる9月上旬、11月上旬となり、一時借入れが行われるのもこの時期が中心になっていると思われる。

（注2）会計年度末までに確定した債権債務について所定の手続きを完了し、現金の未収未払

の整理を行うために設けられている期間をいい、翌年度の4月1日～5月31日までの2ヶ月間をいう。特に出納整理期間の最終日である5月31日を出納閉鎖日と呼んでいる。

（注3）地方公共団体が発注する事業の支払いについては原則として事業完了の確認をした後、事業実施主体からの請求書に基づいて行われる（請求書の原則）。これは「債務が確定していることを確認したうえでなければ支出をできない」とする規定があるため（地方自治法第232条の4第2項）、請求書の提出はこの規定を補てんするものである。

6 おわりに

一時借入で資金調達する場合、地方公共団体側で最も気になるのは利息であろう。借入額が数百億円規模になると年間利息は数億円規模になることから、近年の地方財政が厳しい状況からはできるだけこの利息を低く抑えるべくさまざまな取り組みがなされているようである。

今回聞き取りをした中で、資金調達の手法として一時借入によるのではなく地方公共団体が設置している基金の繰替運用というものがあった。これは地方公共団体が積み立てしている基金に属する現金の一部を、歳計現金の不足が想定される時期に一般会計に有利子で借り受け、年度内の資金に余裕が生じる時期に元の基金に償還しようとするものである。当然利率は一時借入よりも有利であり安定的に資金を調達できる点がメリットである。

歳計現金の過不足は年度内に必ず生じるため、前述の動きはあるものの一時借入れは確実に行われている。この時期にいかにか他業態よりも有利な条件を出せるかが今後の貸付推進の鍵を握ることになるであろう。

（岩淵 道洋）

第2図 歳計現金残高の推移（シミュレーション）

